

[3 年次編入]

—3 年次編入学生の単位認定について—

【①包括認定について：学校教育法 88 条】

1. 編入学前に修得した単位は、62 単位を上限として包括認定（一括認定）する。
2. 包括認定の対象は、1・2 年次で配当された専門学科科目、および共通教育科目とする。
専門学科科目の内、1・2 年次で配当された必修および選択必修科目に相当する単位数を認定した上で、卒業要件単位数に応じて学年指定のされていない選択科目、および共通教育科目の認定を行う。
なお、言語科目について必修または選択必修の卒業要件を課している場合、編入学前に修得した単位に当該言語を含んでいるときに、これを認定する。
3. 評価は「認」で表示する。
4. なお、教育の目標を達成する必要より、上記 2 で対象とした科目についても認定を認めないことがある。
5. 包括認定の対象となる大学等
3 年次編入試験の資格を有する大学等

【②個別認定について：大学設置基準 30 条】

1. 上記の包括認定に加え、編入学前の既修得単位数に応じて、個別認定を行う。

本学入学前の既修得単位数の合計	個別認定単位数
70 単位以下	個別認定しない
71～80 単位	4 単位
81～85 単位	6 単位
86～90 単位	8 単位
91～95 単位	10 単位
96 単位以上	12 単位

2. 個別認定の対象は、共通教育科目とする。
ただし、言語科目については、語種ごとに 2 単位を上限とする。
3. 評価は「認」で表示する。
4. 個別認定の対象となる大学等
日本国内の美術系の大学または短期大学を対象とする（美術系学部含む）。
建築士資格に支障が生ずる場合は、高専も含むことができる（[設置基準 29 条](#)）。
5. 認定科目については単位修得済みとなり、同一科目を本学で履修することができない。

以 上